

許可番号 3220003489

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県境港市昭和町5番地17

名称 三光株式会社

代表取締役 三輪 陽通

この許可証の写しは

に発行致しました、他への使用無効。

発行日 平成20年5月17日

三光株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可

鳥取県知事 溝口 善兵衛

許可の年月日 平成20年5月17日

許可の有効期限 平成25年5月16日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 破碎、選別、圧縮、焼成、圧縮固化、焼却、洗浄・選別、乾燥 以下余白

産業廃棄物の種類

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、  
 がれき類  
 選別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、  
 がれき類  
 圧縮：廃プラスチック類  
 焼成：ガラスくず等  
 圧縮固化：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず  
 焼却：汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物性固  
 形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類（このうち、金属くず、ガラ  
 スくず等、がれき類については、それ以外の当該事業範囲の産業廃棄物との混合物に限  
 る）  
 洗浄・選別：廃プラスチック類  
 乾燥：汚泥、動植物性残さ  
 以上12品目、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く  
 以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

## 3. 許可の条件

特記事項なし

優良性評価制度の認定の証し

## 4. 許可の更新、変更の状況

- (1) 平成5年5月17日新規許可
- (2) 圧縮行為の追加により平成9年7月4日変更許可
- (3) 平成10年5月15日更新許可
- (4) 焼成行為の追加により平成14年7月22日変更許可
- (5) 圧縮する産業廃棄物の種類の追加により平成14年10月7日変更許可
- (6) 平成15年5月15日更新許可
- (7) 焼却行為の追加により平成19年12月10日変更許可
- (8) 平成20年6月3日更新許可
- (9) 洗浄・選別行為の追加により平成20年10月10日変更許可
- (10) 乾燥行為の追加により平成21年8月25日変更許可

## 5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成21年7月31日 基準適合

## 6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 - 無